

志免町における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
志免役場前(北向き)	福岡県糟屋郡志免町志免中央4-1-7先	志免町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「のるーと志免」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	志免町地域公共交通会議において、令和6年1月23日合意
志免役場前(南向き)	福岡県糟屋郡志免町志免中央1-2-1先			
志免体育館(東向き)	福岡県糟屋郡志免町志免中央1-10-1先			
志免体育館(西向き)	福岡県糟屋郡志免町志免中央2-1-8先			
下志免(西向き)	福岡県糟屋郡志免町志免4-14-1先			
下志免(東向き)	福岡県糟屋郡志免町志免中央3-4-1先			
東公園台1丁目(西向き)	福岡県糟屋郡志免町大字志免451-1先			
東公園台1丁目(東向き)	福岡県糟屋郡志免町大字志免451-1先			
志免(南向き)	福岡県糟屋郡志免町志免2-2-1先			
志免(北向き)	福岡県糟屋郡志免町志免3-2-1先			
田富(北向き)	福岡県糟屋郡志免町田富4-2-1先			
田富(南向き)	福岡県糟屋郡志免町田富3-1-30先			
桜丘第二(東向き)	福岡県糟屋郡志免町桜丘2-11-13先			
桜丘第二(西向き)	福岡県糟屋郡志免町桜丘2-10-6先			
桜丘第一(南向き)	福岡県糟屋郡志免町桜丘1-11-13先			
桜丘第一(北向き)	福岡県糟屋郡志免町桜丘1-1-4先			
片峰新橋(西向き)	福岡県糟屋郡志免町片峰中央1-1-17先			

旅客の運送の用に供する自動車 が停車又は駐車をする乗 合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
片峰新橋(東向き)	福岡県糟屋郡志免町片峰2-1-1先	志免町と運行協定を締結した一 般旅客自動車運送事業者による 一般乗合旅客自動車運送事業 (道路運送法施行規則第3条の3 第3号に規定する区域運行に限 る。)の用に供する乗車定員11人 未満の自動車(通称「のるーと志 免」)に限る。	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	志免町地域公共交 通会議において、令和 6年1月23日合意
別府(東向き)	福岡県糟屋郡志免町別府北4-3-22先			
別府(西向き)	福岡県糟屋郡志免町別府2-18-5先			
御手洗(北向き)	福岡県糟屋郡志免町御手洗2-7-31先			
御手洗(南向き)	福岡県糟屋郡志免町御手洗2-11-10先			
亀山(東向き)	福岡県糟屋郡志免町別府3-11-10先			
亀山(西向き)	福岡県糟屋郡志免町別府2-14-1先			
南里(東向き)	福岡県糟屋郡志免町別府1-9-1先			
南里(西向き)	福岡県糟屋郡志免町別府2-4-1先			
苅屋(南向き)	福岡県糟屋郡志免町南里4-13-1先			
苅屋(北向き)	福岡県糟屋郡志免町南里3-5-43先			
日枝(南向き)	福岡県糟屋郡志免町南里2-29-1先			
日枝(北向き)	福岡県糟屋郡志免町南里1-12-17先			